

平成 30 年 度

大 館 市 財 政 健 全 化 審 査 意 見 書  
経 営 健 全 化 審 査

大 館 市 監 査 委 員



元 監 収 第 1 7 号  
令和元年9月13日

大館市長 福 原 淳 嗣 様

大館市監査委員 長谷部 明 夫

大館市監査委員 佐 藤 英 夫

大館市監査委員 斉 藤 則 幸

平成30年度大館市財政健全化審査及び経営健全化審査意見  
の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成30年度大館市一般会計等に係る健全化判断比率及び平成30年度大館市公営企業会計に係る資金不足比率等を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。



# 平成 30年度財政健全化審査意見

## 1 審査の対象

平成 30年度大館市一般会計等に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下これらの比率を「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の期間

令和元年 7月 26日から 8月 28日まで(実質 23日間)

## 3 審査の概要

- (1) この財政健全化審査は、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。
- (2) 審査方法は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、資料等の照合を行うほか、関係部局から諸帳簿及び証拠書類の提出を求め、点検、照合するとともに、必要に応じ関係職員の説明を求め、審査を実施した。

なお、平成 30年度一般・特別会計決算審査とも連携し、その内容等を活用した。

## 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率は、次のとおりである。

(単位: %、%)

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	比較増減	平成30年度 早期健全化 基準	平成30年度 財政再生 基準
① 実質赤字比率	—	—	—	12.35	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.35	30.00
③ 実質公債費比率	8.5	8.8	△ 0.3	25.0	35.0
④ 将来負担比率	72.9	72.1	0.8	350.0	—

また、健全化判断比率の推移は、次のとおりである。

(単位:%)

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
① 実質赤字比率	—	—	—	—	—
② 連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
③ 実質公債費比率	8.5	8.8	9.4	10.6	11.6
④ 将来負担比率	72.9	72.1	74.2	87.9	108.3

実質収支及び連結実質収支は黒字であり、前年度と同様、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されない。

実質公債費比率は 8.5% (前年度比 0.3% 改善)、将来負担比率は 72.9% (前年度比 0.8% 悪化) であり、いずれも早期健全化基準を下回っている。また、実質公債費比率は年々改善されているものの、将来負担比率は前年度より高くなっている。

これらについてはその数値の推移に留意しながら、企業会計を含めた計画的な事業の執行に努めるよう要望する。

※ ① 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模)に対する比率で、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字を指標化し、財政運営の深刻度を示すものである。

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率で、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものである。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(公営企業の元利償還金に係る一般会計からの繰出金や公債費に準ずる債務負担行為等公債費類似経費)の標準財政規模を基本とした額に対する比率(過去 3か年平均で示される。)で、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものである。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかを示すものである。

# 平成 30年度経営健全化審査意見

## 1 審査の対象

次の平成 30年度公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

地方公営企業法適用事業

- ・大館市水道事業会計
- ・大館市工業用水道事業会計
- ・大館市下水道事業会計
- ・大館市病院事業会計

地方公営企業法非適用事業

- ・大館市戸別浄化槽整備事業特別会計
- ・大館市公設総合地方卸売市場特別会計
- ・大館市農業集落排水事業特別会計

## 2 審査の期間

令和元年 7月 26日から 8月 28日まで(実質 23日間)

## 3 審査の概要

- (1) この経営健全化審査は、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。
- (2) 審査方法は、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、資料等の照合を行うほか、関係部局から諸帳簿及び証拠書類の提出を求め、点検、照合するとともに、必要に応じ関係職員の説明を求め、審査を実施した。

なお、平成 30年度公営企業会計(法適用事業分)、特別会計(法非適用事業分)決算審査とも連携し、その内容等を活用した。

## 4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

対象会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位:%)

区分	対象公営企業会計	平成30年度	平成29年度	平成30年度 経営健全化基準	摘要
資金不足比率	水道事業会計	—	—	20.0	地方公営企業 適用事業
	工業用水道事業会計	—	—	20.0	
	下水道事業会計	—	—	20.0	
	病院事業会計	0.8	1.3	20.0	
	戸別浄化槽整備事業 特別会計	—	—	20.0	地方公営企業 法非適用事業
	公設総合地方卸売 市場特別会計	—	—	20.0	
	農業集落排水事業 特別会計	—	—	20.0	

対象となる7会計のうち6会計では資金不足額が生じていないものの、地方公営企業会計制度の見直しに伴う経過措置が平成28年度で終了した影響などにより、病院事業会計では平成29年度から資金不足額が生じている。本年度の資金不足額は、前年度比36,239千円減の85,253千円で、これを事業の規模9,865,103千円で除して得られる資金不足比率は0.8%となっている。

病院事業会計においては、厳しい資金繰りが続いているが、経営改革プランの着実な推進により経営の健全化に向けて引き続き努力されたい。

### ※ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率で、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。資金不足額は資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。